



インドネシアにおける 有害物質の管理

作成者: Yunik Kuncaraning Purwandari

インドネシア共和国 環境林業省

2015

1. なぜ化学物質の管理が必要なのか？

1. 化学物質は、私たちの毎日の生活の一部になっています。
 - ❖ 現代社会では、私たちは洗剤、農薬(駆除剤)、化学肥料、プラスチックや石油などの恩恵なしには生きられません。
 - ❖ 化学物質は、原材料と添加物として、現代社会のほとんどすべての分野で使用されています。
2. 市場には数万を超える数の化学物質があります。

2013年には、世界全体で、以下の数量の化学物質の流通が予想されています。

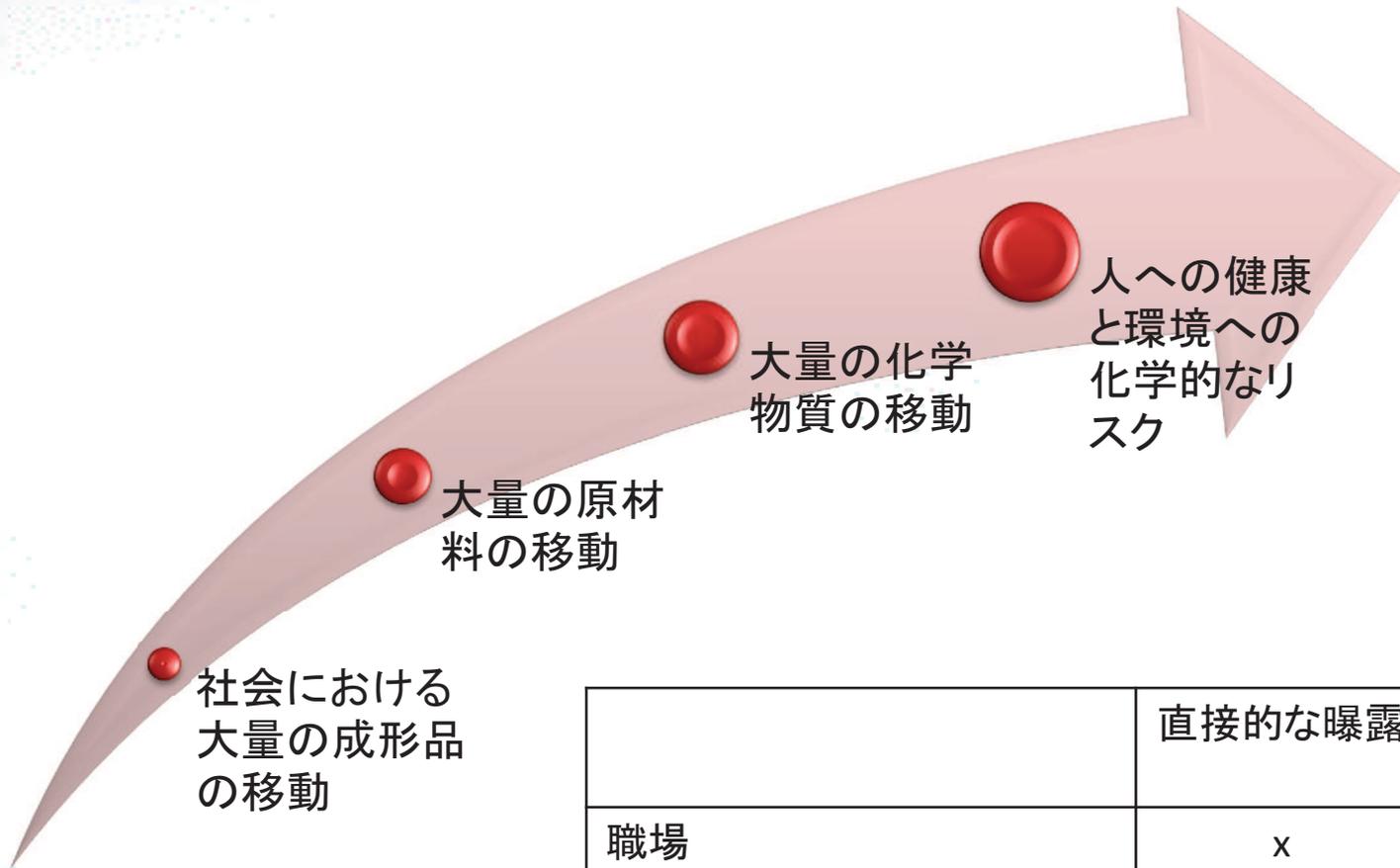
 - 1,300万トン
 - 14万種類
3. 生産量は多く、常に増加しています。年間約700種類の新しい物質が追加されており、毎年、生産量は増加し続けています。

例: アジア太平洋地域における化学物質の生産量は、2012年から2020年までに40%増加することが予想されています。

(出典: GCO)
4. 化学物質は、貿易により世界中へ拡散されています。
5. 私たちは、家庭で、職場で、そしてあらゆる環境の中で、化学物質に晒されています。



化学物質の貿易量の増加



	直接的な曝露	環境を介しての曝露
職場	X	X
家庭での使用	X	X
3Rおよび廃棄物の取り扱い	X	X

化学物質および有害物質に関する 国内の法規・法令

- 2009年 法律第19号: 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の批准に関する法律
- 2009年 法律第32号: 環境保護とその管理に関する法律
- 2013年 法律第10号: 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質および駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の批准に関する法律
- 2001年 政府規制第74号: 有害物質および毒性物質(B3)の管理に関する政府規制
- 2008年 省令第03号: 有害物質および毒性物質の記号および表示を管理するための手続きに関する省令
- 2010年 省令第2号: 環境省におけるINSWの枠組みの中での、有害物質および毒性物質の電子登録システムに関する省令
- 省令第23/M-IND/PER/4/2013号: 化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する産業省省令87/M-IND/PER/9/2009の改正に関する省令

政府規制

2001年 第74号

- 定義
- 規制の対象
- 有害物質の分類
- 登録、届出、保管、記号および表示、輸送、管理
- B3のリスト

政府規制 2001年 第74号

- 定義

有害物質は、その性質および量、濃度により、直接的または間接的に、環境を汚染あるいは破壊し、環境、人の健康、更には人類および他の生命体の継続的な生存を危険にさらす可能性を有する物質／材料のことである。

- 規制の対象：例外

- 放射性物質
- 爆発物
- 鉱業、石油・ガスおよびそれらの加工品の生産
- 食品・飲料およびその他の食品添加物
- 家庭用医療用品
- 化粧品
- 医薬品成分
- 麻酔薬、向精神薬、前駆物質およびその他の依存性物質
- 化学兵器および生物兵器

有害物質の分類

性質

1. 爆発性
2. 酸化性
3. 極めて高い引火性
4. 高い引火性
5. 可燃性
6. 極めて強い毒性
7. 強い毒性
8. 中程度の毒性
9. 有害性
10. 腐食性
11. 刺激性
12. 環境への危険性
13. 発癌性
14. 催奇形性
15. 変異原性

有害物質のリスト

- 使用可能
- 制限付きで使用可能
- 使用禁止



化学物質の管理を担当する 政府機関



有害物質管理活動の実施

A. 有害物質に対する戦略的政策の展開

有害物質の管理に関する政府規制の起草

手続き、および登録と届出の義務に関する省令の起草

有害物質の保管に関する省令の起草

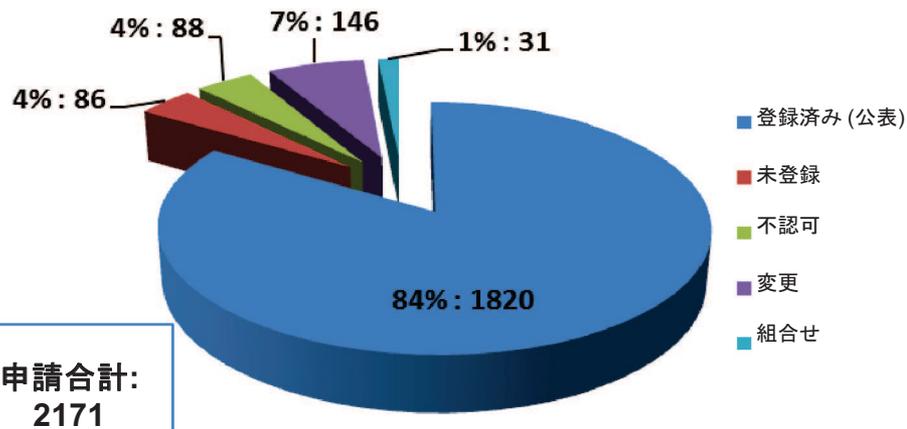
監視手順についての指針の制定

輸送手順の確認についての指針の制定

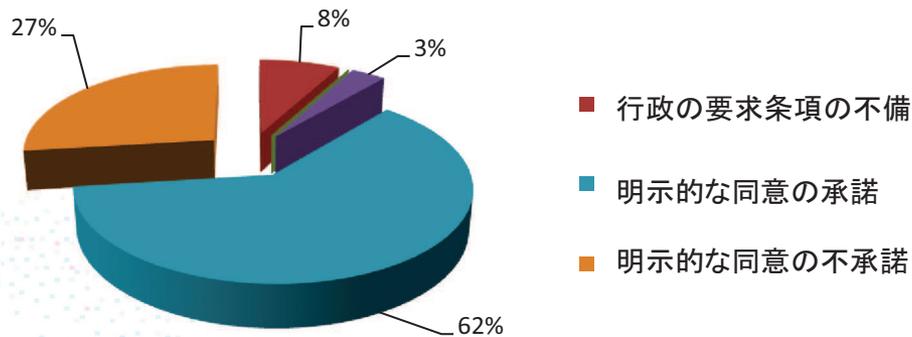
有害物質の輸入の実施、流通および使用の報告についての技術的な指針の制定

B. 有害物質の管理活動

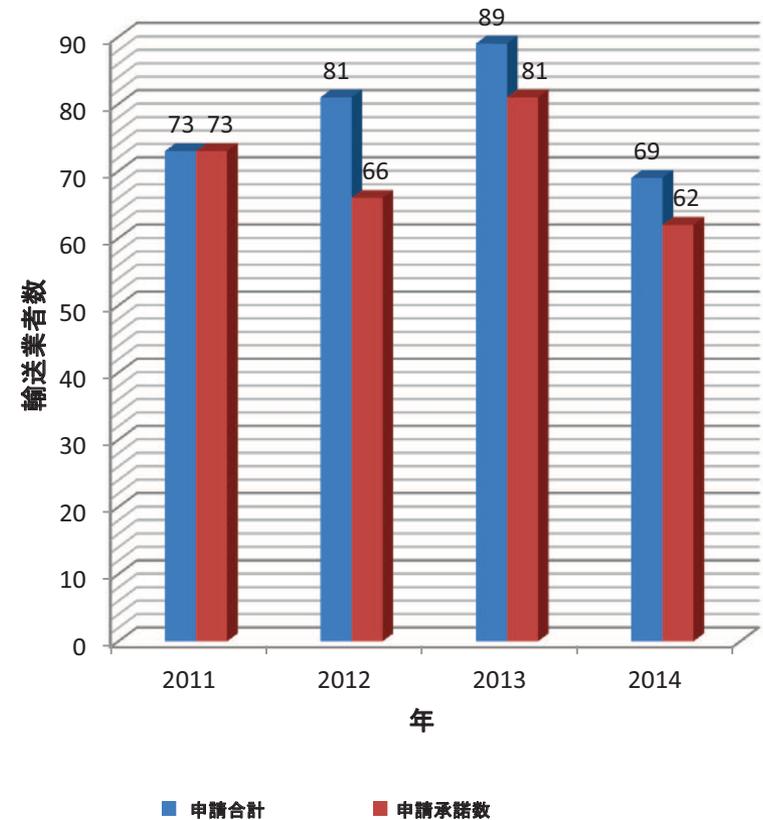
2014年の登録状況



2014年の輸入通知状況



2014年の輸送業者勧告数

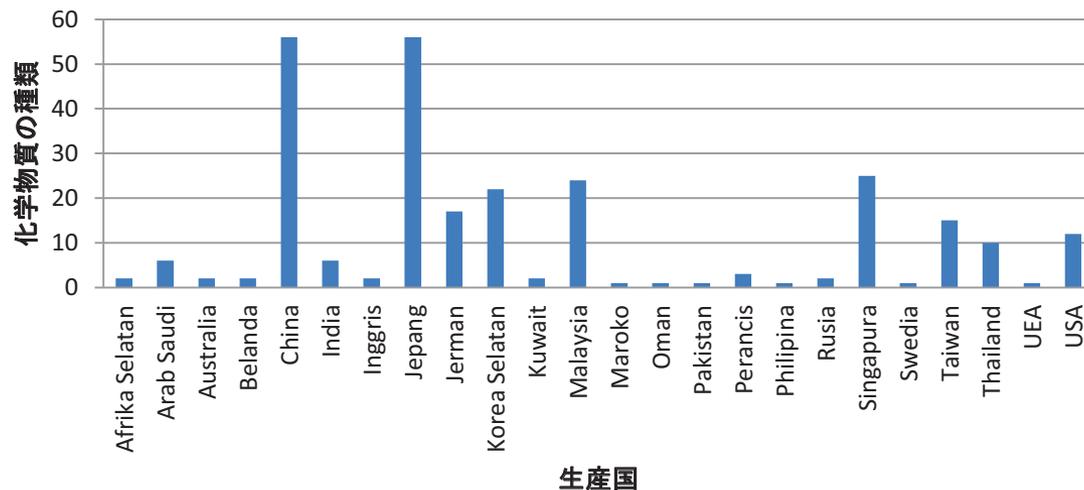


インドネシア国内への有害物質の輸入状況 (2014年1月~12月)

- 輸入合計: 136 種類 (日本: 56 中国: 56)
- 輸出国: 24か国
- 輸入量: 834,722.3トン 73,130.5リットル



生産国別有害物質の種類



監視

目的

- 輸入の実施、使用目的および流通に関するデータ／情報
を入手し、行政手続き、保管手続きおよび人の健康と環境
へのリスクの低減についての適否を判断すること。

最終目標

- 輸入の実施、流通および当該企業による有害物質の使用
に関するデータおよび情報の入手の可能性
- 有害物質管理における規則および手続きを遵守した活動
の指導および実績の改善
- 人の健康および環境に影響を及ぼす有害物質の管理にお
ける潜在的なリスクについての意識の向上

つづき...

監視対象

- 輸入者 国内生産者 (Importir Produusen)
- 輸入者 輸送業者 (Importir Distributor)
- 輸入者 国内生産者 輸送業者 (Importir Produusen-Distributor)

2014年の実績

- 50 の企業について実施 (うち10社が、使用制限のある有害物質の輸入を実施していた。)

監視ツール

- 規制
- 化学物質の登録／届出書類
- その他の書類
- データベース



方法

- 現場にて
SDSおよび表示 – 輸入の実態 –
取り扱いおよび保管 – 輸送システム –
生産工程
- チェックリスト



結果

- ほぼすべての企業が有害物質の管理を正しく実施していた。
- 輸入の実態および有害物質の使用についての報告書を提出していない企業がまだかなり多くある。



C. 有害物質の管理に関する能力育成



参加者:

- 地方自治体
- 企業
- 輸入者
- 輸送業者



直近の展開



政府規制第74/2001号の改正

- 改正のベース
 - 法律第32/2009号
 - 国際協定または国際条約：ストックホルム条約、ロッテルダム条約、SAICM、GHS
 - 化学的進歩
 - 実施状況の評価
- 変更
 - 分類：性質 → GHS
 - 化学物質の種類：単一物質、混合物、調製物
 - 有害物質のリスト
 - 規制の対象
 - 技術チーム
- 草案について、関係省庁と協議を実施
 - 化学品法案との整合
 - 省庁と地方自治体の役割り
 - 有害物質のリスト

有害物質の保管に関する省令の草案

- ベースとなる法令：
 - 政府規制第74/2001号 第18条
- 直近の展開：
 - 省令の草案について、関係企業と協議を実施

有害物質の技術チーム

- チーム結成のベース：
 - 政府規制第 74/2001号、第21条
- 技術チームの草案
 - メンバー：関係省庁、大学、工業・産業組合および団体
 - 任務：有害物質の分類の奨励、および新たな有害物質の輸入の推進



有害物質の技術チーム (続き)

- 直近の展開:
 - 関係省庁との最初のミーティングを実施
議題に上った項目は、結成の目的、作業範囲および他の既存の技術チームとの関係
 - POPs の技術チーム
 - 新しい化学物質の技術チーム
 - 水銀の技術チーム



化学物質の明細目録およびデータ

- 登録および届出に関するデータ
 - 使用可能な有害物質
 - 使用制限のある有害物質



シンプルなデータベース

- 化学物質の名称
- 生産国
- 輸入量
- 使用目的
- 流通

国際協力



ストックホルム条約

2009年、ストックホルム条約の批准。
2009年法律第 19号

水俣条約



インドネシアは、2013年、水俣条約に調印。

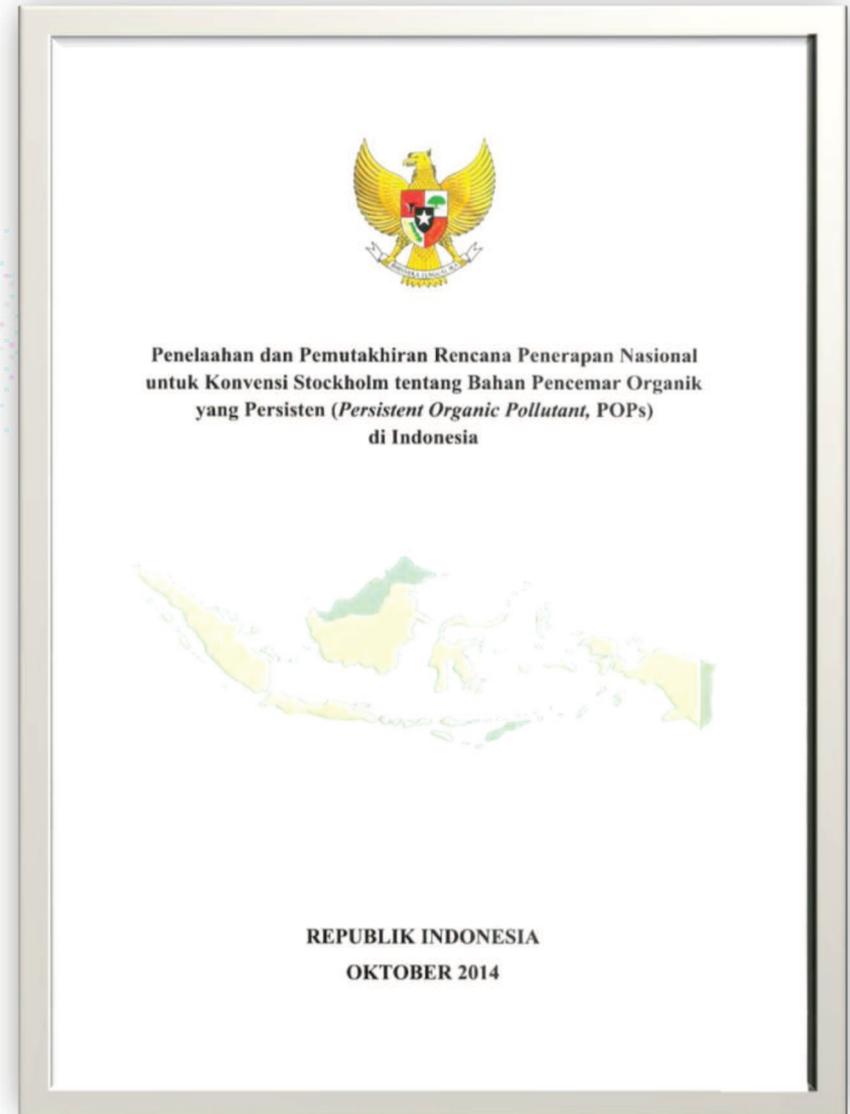
ロッテルダム条約

インドネシアは、2013年、ロッテルダム条約を批准。
2013年法律第10号



NIP POPsの審査および更新

2014年10月8日に環境大臣により署名され、現在、ストックホルム条約事務局にて承認手続きが行われている。



水俣条約の批准に向けて

1. 活動を通しての規制および技術データの確認・インベントリーの作成:
 - ワークショップ/情報の伝達
 - モニタリングおよび分析
 - 健康影響評価の準備
2. 技術および連絡会議
3. ASGMの国家行動計画の制定および実施
4. 既存の法律および規制の調和、および新しい国内法規の起草
5. 学業成績証明書の発行

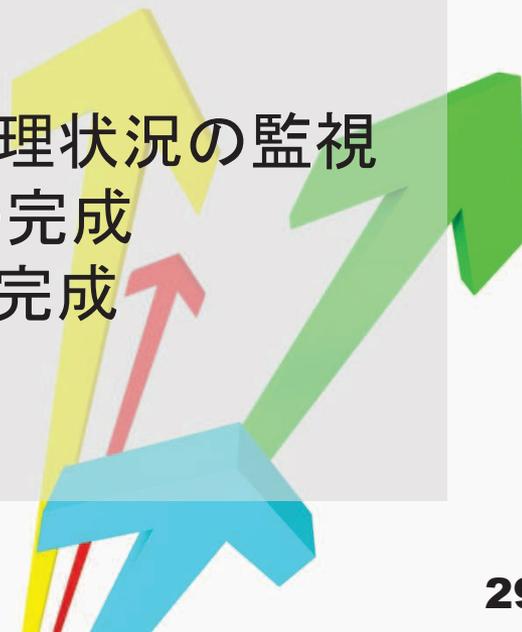


水俣条約に関連する国内規制

- 有害物質の調達、流通およびモニタリングに関する省令第44/2009号の第二改正による省令第75/2014号
- 石炭および鉱物採掘活動による環境汚染または破壊の対策に関する省令案

有害物質の管理に関する今後の活動

1. 水銀の管理に関する国家行動計画の制定
2. ASGMに関する国家行動計画の推進
3. POP'sに関する国家行動計画の推進
4. 水俣条約の批准
5. 登録、届出、許可および勧告によるインベントリーデータおよび技術の識別
6. 有害物質の分類作業の実施
7. すべての業界業種における有害物質の管理状況の監視
8. 有害物質の保管に関する省令の最終版の完成
9. 登録および届出に関する省令の最終版の完成
10. その他



TERIMA KASIH
ご清聴、ありがとうございました。

